

予算常任委員会教育民生分科会

(令和4年2月9日)

○ 森川 慎委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会を開かせていただきます。

インターネット中継を行っておりますので、マイクに近づいてのご発言にご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、これより健康福祉部に関する議案の審査を行ってまいります。

まず、部長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○ 太田健康福祉部長

よろしく申し上げます。

本日は、住民税非課税世帯、また、家計急変世帯に対して一律1世帯当たり10万円支給するというコロナ対策の補正ということでお願いいたします。早く市民の方にとということで先議をお願いするということでございます。お忙しい中、よろしく申し上げます。

そして、先般の議案聴取会で追加資料のお話ございましたので、まず、そちらの説明からさせていただきます。よろしく申し上げます。

○ 森川 慎委員長

ありがとうございました。

議案第72号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第11号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第2条 繰越明許費の補正

○ 森川 慎委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会としまして、議案第72号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第11号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第2条繰越明許費の補正を議題としてまいります。

それでは、先ほどありましたけれども、議案聴取会において資料請求がございましたので、その説明から入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○ 田宮保護課長

保護課長、田宮でございます。

2月4日の議案聴取会でご請求のありました追加資料のご説明をさせていただきます。

タブレットの位置は、ホームの今日の会議、教育民生分科会、001健康福祉部（予算分科会追加資料先議分）の3ページでございます。

#### ○ 森川 慎委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

#### ○ 田宮保護課長

まず1番目に、中川雅晶委員よりご請求のありました家計急変世帯における収入が減少したことを証明する方法について記載させていただいております。

令和3年1月以降、任意の1か月の収入がそれ以前と比べて減少したことが分かる書類を求めさせていただきます。例えば預金通帳や確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票、給与明細書、年金振込通知書の写しなど、収入額が分かる書類を求めさせていただきます。

ただ、(2)にもありますように、給与明細がもらえない場合や自営業の場合、挙証資料がない場合もございます。この場合については、申請書に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しましたということを記載していただき——これはもう任意の書式でございますが——収入が非課税水準以下になったということを申し立てていただく詳細な申立書を書いていただくという形になります。一応当方でも書きやすい様式というのは定めさせていただきますが、これは任意の形で結構でございます。

2番目に移ります。小田あけみ副委員長からご請求のありました家計急変世帯の申請についての周知の方法ということでございます。

まず、今日、予算を審議していただきまして、予算が成立した後、速やかに市ホームページに内容を掲載させていただきます。

そして、1番の住民税非課税世帯の方については、2月中旬に発送させていただいて、

2月中には手元に届くようにさせていただきます。その後、対象外になる方も含めて、広報よっかいち3月上旬号において住民税非課税世帯及び家計急変世帯に情報を周知する文書を出させていただきます。

広報よっかいちでお知らせする内容につきましては、生活保護及び困窮者相談窓口がありますこちらの保護課及び各地区市民センター、あと、特例貸付相談窓口である四日市市社会福祉協議会の窓口にも据え置く予定でございます。

3番目、これも小田あけみ副委員長からご請求のありました家計急変世帯に対する給付金の申請窓口はどこかということでございます。

総合会館1階の通常期日前投票所を開設するところでございますが、ここに特設窓口を設置させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

#### ○ 森川 慎委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございますので、これより質疑に入ります。

なお、最初の資料は、117番で補正予算参考資料（第11号）というのがありまして、先ほど説明いただいたのが追加資料の説明です。

今から質疑に入っていきますけれども、分科会長報告書に記載をするかどうかということも、記載されたいという方は、改めて明確に述べていただいて、当然私のほうでまとめていってこれは必要だということの判断があれば載せていきますけれども、特に書いてほしいというようなことがあれば、それも申し添えていただきたいと思います。

それでは、委員の方からの質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○ 小川政人委員

これってさ、前もって9月とか12月の議会で、もうこれを市単独でやっておって、後で国がしてくれたのを巻き替えるということはできんのやろうか。

#### ○ 城田健康福祉部次長

今回の事業は国の施策でございますので、市の事業との巻き替えはちょっと難しいかと思われま。

○ 小川政人委員

難しい。分かりました。

○ 豊田政典委員

9800万円余りの事務費の計算方法と内訳を大まかに教えてください。

○ 森川 慎委員長

事務費の内訳を説明してくださいということです。

○ 城田健康福祉部次長

事務費の内訳でございますが、需用費が80万円ぐらいです。役務費、これは郵送料等でございますが、あと、口座振込手数料で1000万円ぐらい、あと、コールセンターとかシステム関係、そして、会場整理とかの委託関係で約8500万円、そして、あと、使用料等で200万円弱の予算を計上させていただいております。

○ 豊田政典委員

計算方法は、四日市市が計算するのか、国の計算式に従ってやるのかどちらですか。

○ 城田健康福祉部次長

人数とかは国の指標がございまして、その対象人数、計算させていただいて、それに見合った経費を算出していくというところで、あと、四日市市の費用が必要な部分については、こちらの独自の費用を国のほうに請求しまして、それを認めていただくという、こういった流れでございます。

○ 豊田政典委員

1回目の答え、よく分からないんですけども、需用費と言われても中身が分からないので、かみ砕いた説明を。それから、会場費と言われてましたけど、会場というのは、どんな感じでどういう意味か、もう一回、もう少しかみ砕いて1億円弱を説明してください。

○ 城田健康福祉部次長

失礼いたしました。需用費とは、先ほど申しあげました広報よっかいちとか、そういった印刷製本費でございます。

役務費は、先ほど申しあげました手数料、銀行振込手数料とか郵送手数料、そして、委託料はシステム関係のお金で約700万円と5000万円、そして、あと、コールセンターとか、今申しあげました期日前投票所でやらせていただく受付の委託、これで約800万円の予算をお願いするもので、あと、ファクスとかそれぞれの使用料で150万円から200万円と、こういった状況でございます。

○ 豊田政典委員

金額では少ないんですが、よく分からない。期日前投票所で何をやるんですか。

○ 森川 慎委員長

先ほどの追加資料の中にありましたけれども、そこに申請用の窓口を特設されるということですので、そこを管理運営していただく委託費という説明です。

○ 城田健康福祉部次長

すみません、説明不足で失礼いたしました。

受付の案内とかそういった記入の指導とかを派遣でお願いいたしまして、中で職員がいろいろと受け付けさせていただいて、期日前投票所でもございますように案内していただく方、そして、申請書へ記入していただく方法をお教えする、そういう案内の方に派遣で来ていただく費用でございます。

○ 豊田政典委員

それで、繰越明許との差額が4100万円余りあるんですけど、これは事務費だと思うんですけど、違うのかな。差額って、先に今年度やる4100万円の内訳を確認させてください。

○ 城田健康福祉部次長

失礼いたしました。ほとんどが今年契約させていただいて、次年度へ送る数がまだ明確でないという部分もございますが、そういったもので算出して、次年度へ送る部分を経費

として上げさせていただいたと、こういうことでございます。

○ 豊田政典委員

ちょっと理解が追いついていないんですけれども、繰越しが37億円余りですよ。全体は約37億5000万円、今年度はその差額である4100万円余りしか使わないのかなというふうに理解しているんですけど、全然違うみたいですね。ちょっと説明をしてください。

今年度で幾ら使うのか、今年度は4100万円余りじゃないのか、次年度はどうなのか、繰越しが大きいのでね。

○ 田宮保護課長

今年度、事務費として約4000万円を使う予定で、その後、来年度の繰越明許となっているということで、その約4000万円がどれぐらいのものを対象としているのかということかと思うんですけど、例えば、いわゆる最初の発送に関する費用については、ほぼほぼこの令和3年度で執行するということになりますので、この部分がまず一番大きくなってくる形になっています。

あと、先ほど言った消耗品とかそういう需用費については、基本的には年度内に用意していかないといけない。例えば、あと、リースのいわゆる使用料、会場に設けるものはリースになりますけど、当然3月分の使用料については、令和3年度に執行していく予定になっていますし、郵送料についても年度当初の郵送になりますから、これは令和3年度に執行していくということで、積み上げていくと大体少なくとも4000万円ぐらいは使われる予定であろうという形でございます。

○ 豊田政典委員

最後にしますが、大半が繰越しなんですけど、スケジュールとかも追加資料も頂いたけど、結局本人に振り込めるのは4月以降ということですか。

○ 田宮保護課長

保護課、田宮でございます。

基本的には、令和4年度の繰越明許にしておかないと執行ができないということになりますので、安全を見て令和4年度の執行としておりますが、今までの給付金の流れを見て

みますと、聞いていますと、大体受付も1週間、2週間で多くの方が返していただいているような状況でございます。

そういう中で、当方としては、受け付けた後、早ければ二、三週間では振り込みさせていただこうと考えております。当然年度当初は立て込みますので4週間ぐらいかかることもあるかと思うんですが、2月末から3月ぐらいにかけては受け付けるものが出てきますので、ほぼほぼ3月中には、多くの方に振り込めるようになっていくというふうに認識しております。

○ 豊田政典委員

終わりますが、最後のスケジュール感だけ、見通しだけ報告書に書いていただければと思います。あとは要らないです。

○ 森川 慎委員長

内訳も要らないですか。いいですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 森川 慎委員長

じゃ、振込がこれぐらいでという話だけは、そういうふうに書かせていただきます。他にいかがでしょう。

○ 中川雅晶委員

資料ありがとうございます。

令和3年度の住民税非課税世帯のところは、問題なく粛々とやっていただければいいと思うんですけど、令和3年1月以降の家計急変世帯のところ、提示いただいた資料では、令和3年度の所得が分かるもので、令和3年1月以降に家計が急変して、それが非課税世帯の水準よりも下回ったかどうかというのを判定するという意味やと思うんですが、これ、例えば給与所得者、それから、事業所得者、年金所得者、それぞれ令和3年度の非課税世帯の金額というのは、それぞれ違うんですかね。

この金額よりもきっちりと金額を定めて、それを下回ったら給付するのか、どのような算定をするのか、例えばホームページ上で相談者があったときに、おたくはこのラインで残念ながらとか、このラインまで対象になりますよとかという判断とかジャッジをされるのか、その辺もう少し教えていただけますか。

## ○ 田宮保護課長

保護課長、田宮でございます。

基準については、国のほうが定めております。私、生活保護を担当しておりますけど、保護のように全国地区的にいわゆる物価水準に合わせて、等級に合わせて選定されていきます。

例えば四日市市の場合ですけど、本人のみであれば、お一人96万5000円というのが給与収入限度額になります。こういうふうになってはいますが、扶養者が多ければ、当然この額が上がっていきます。この部分については、ホームページ上でも掲載させていただいて、分かりやすいように周知させていただくようになってはいます。

あとは、例えば障害者がおられる場合とか未成年者がおられる場合、独り親の場合という形の部分についても、少し加算というか給与収入限度額が高くなる場所がございますので、その部分も分かりやすいようにホームページ上で示させていただこうと考えております。

## ○ 中川雅晶委員

なかなかすぐには理解できないというところはあるかもしれないですけど、それぞれ今言うようにお一人なのか、扶養者がいるのか、いろいろな構成によって変わってくるというところは理解するんですけども、なるべく分かりやすいような形で、また、問合せや連絡があったときに分かりやすい説明をしていただくようお願いをさせていただきます。

もう一点、やはり私どもが、この給付についていろいろ問合せとかご意見をいただく中に、生活保護世帯の皆さんは、既にもう口座番号は分かっているので、わざわざ通知を出して意思確認とか口座確認をした上で振り込むというのはいかがなものかというご意見をいただいたりとか、昨今の原油高騰とかによってなかなか生活で払わざるを得ないいろんな金額とかがあると、こういったことを当てにされているという部分も非常にあって、スピード感を持ってやってほしいというような意見をいただきます。

ただ、これは、要は生活保護の収入認定ではなくて、別にこの分をしっかりと給付という形ですとなれば、その辺の論理の問題で、通知書を出して意思確認をせざるを得ないのか、他市町においてもそういうようなやり方をしているのか、昨今のプッシュ型行政とかという中において、そこにまた手間をかけさせるというところがなかなか納得いただけないというのが現状かなと思うので、その辺について明確なご説明をお願いいたします。

○ 田宮保護課長

まず、生活保護世帯についても、これは国の規定上、住民税非課税世帯として、いわゆる住民税非課税世帯か家計急変世帯かというところ、住民税非課税世帯としてカウントするという形になっています。

この住民税非課税世帯については、必ずプッシュ型で通知はしますが、本人の意思を確認する、いわゆる辞退する権利も持っています。それを全て確認して、それで給付するという形になっております。

生活保護世帯だけを特別に扱うようにという指針が出ておりませんので、四日市市として、生活保護世帯だけを特別に意思を確認せず給付するという形を取るの是非常に困難かとは思っています。

○ 森川 慎委員長

ということですが。

○ 中川雅晶委員

これは、もう全国一律このやり方でやっているということで理解していいんですか。

○ 田宮保護課長

国の指針どおりにやれば、当然こういう形になるかとは思っています。

○ 中川雅晶委員

そのやり方としては、各自治体に任されているということで理解してもいいんですか。

○ 田宮保護課長

当然のことながら、国の補助がついてくる事業でございますから、ある程度国に決められたことをやらなければ、当然その部分は適合しないというような形になります。

ですので、その部分については、国の事務取扱を見せていただいて実施しておりますので、その部分を例えば生活保護世帯だけ特別に扱うということをやっていくというのは、かなりハードルが高いのかなとは考えております。

#### ○ 中川雅晶委員

特別に扱うというところがちょっとなかなかニュアンスとして分からないんですけど、別に特別に扱っているわけではなくて、簡素化じゃないですが、もう既に口座番号、今はマイナンバーカードにひもづいた口座を設定しようとしているのと同じように、もう既に口座を確認済みなのに、わざわざその手続をする必要があるのか、特別というのはちょっと違うんじゃないかなと思うんですが。

#### ○ 城田健康福祉部次長

失礼いたします。

生活保護世帯につきましても、その世帯全員が住民税が課されている親族等の扶養を受けている場合は対象外になります。ですから、確認書を送らせていただいて、そうではないよということを確認させていただければなりません。ですから、一旦確認書を送らせていただくと、こういう制度になってございます。

以上です。

#### ○ 森川 慎委員長

田宮課長、何か付け加えることありましたら。

#### ○ 田宮保護課長

すみません。口座が分かっているという面でありますと、非課税世帯のほとんどの方の、先ほど言いましたように令和2年の特別定額給付金の際の口座番号が分かっております。口座が分かっている方でも、確認のために送るように、手続は取るようにということになりますので、そういう意味では生活保護世帯も同じ状況でございますから、同じような扱いをさせていただくしかないのかなと考えております。

○ 中川雅晶委員

分かりました。一律、そういう形でせざるを得ないというところで、また、今、次長おっしゃったような形で、世帯をいろいろ確認するという意味においてもしなければならぬというところで、円滑にというか滞りなくやっていただくことだけお願いして、終わります。

○ 森川 慎委員長

報告書への記載はいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

どちらでも。

○ 森川 慎委員長

どちらでも、分かりました。

では、他に、委員の方。

○ 小田あけみ副委員長

資料どうもありがとうございました。1点だけ確認させてください。

予算成立後、速やかに市ホームページに掲載とありますけれども、ちょっと見てみたんですけれども、緊急速報というところに載るのか、どこに載るのか教えていただけますか。

○ 森川 慎委員長

現状で分かっている範囲で結構ですので。

○ 水谷健康福祉部政策推進監

まだ決まってはおりませんが、トップページから分かりやすい場所に掲載させていただこうかと考えております。

○ 小田あけみ副委員長

ありがとうございます。

ホームページにということよく案内を受けるんですが、ホームページを見たけど分からないという方が多いので、どこかはっきり分かるといいなと思って、自分でも見てみたんですが、新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらからという辺りなのか、例えば聞かれた場合にお答えできるといいなと思ってお聞きしました。分かりやすいところということで理解いたしました。ありがとうございます。

#### ○ 水谷健康福祉部政策推進監

新型コロナの関係のところは、非常にたくさんの情報が入っていて、確かになかなか埋もれてしまいがちになりますので、私が今考えているのは、ホームページのトップページに新着情報であるとか注目情報というようなコーナーがございますので、まずはそちらのほうに入れるような形で考えたいとは思っております。

#### ○ 小田あけみ副委員長

よろしくをお願いします。

以上です。

#### ○ 森川 慎委員長

他にいかがでしょう。

#### ○ 日置記平委員

今もお聞きしていると、分かりやすいという言葉が出てきたね、分かりやすい。分かりやすいことは分かりやすいんですけど、実は受給対象者の人たちは理解のレベルの幅が広い。分かる人は、ホームページを見ようが、広報を見ようが、ぱっと目を通したら、すつと分かる。分かりにくい人は、文字であろうが、画面であろうが、最後まで分かりにくい。

どうなるかという、せつかく受給対象者でありながら、理解するのに時間がかかって、しかも、こんないろんな資料が、これも確定申告やら、住民税申告やら、源泉徴収票やら、給与明細やら、年金通知とかっていろいろ出てくると、こういったことも分かりやすさの一つになりますので、できるだけ広報、情報を流したときに、幅が広いということは十分理解してもらって、理解度が低い人にも分かりやすいような表現ね。それから、今度は電

話がかかってきますから、電話応対も丁寧に優しく分かりやすく、それこそ、というようなマニュアルだけ作っておいてください。

これは、いろいろこれまでの条件のあるやつでもちょっと聞きますと、もう面倒くさい、分かりにくいからもうええわと、涙を流して、もらうことができなかつた親もいたわけですので、期間が設定されていますから、その期間が過ぎると駄目になってしまう、慌てるというようなことがあるので、今もお聞きしておると分かりやすさという言葉が出てきたので、その言葉にもう一度念を押して、優秀なスタッフさんが見えるんやで、本当に分かりやすい表現で告知できるような形を取ってあげてください。お願いしておきます。

○ 森川 慎委員長

ご意見ですが、一言、部長か次長か。

○ 太田健康福祉部長

まず、中川委員のほうからお話がありまして、なるべく早くするということ、基本的にはプッシュ型でさせていただきますので、一斉に送らせていただいて、家計急変世帯については受付、それについてのコールセンターを設置しまして、先ほど日置委員から言っていただきました、分かりやすく丁寧に説明するということも十分気をつけてさせていただきますし、広報よっかいち3月上旬号、広報のほうでもこういうのは送ってありますけれども、皆さんちゃんとお覧いただいていますか、どうですかというような形で載せさせていただく。地区市民センター、そういったいろんなところで受付できるようにさせていただく。分かりやすくというのは、十分念頭に置いてさせていただきますと思います。

以上です。

○ 森川 慎委員長

よろしくお願ひします。

他にどうでしょうか。よろしいでしょうか。いいですかね。

(なし)

○ 森川 慎委員長

ご質疑ありませんので、これにて質疑を終結させていただきます。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言をお願いします。

(なし)

○ 森川 慎委員長

なしの声をいただきましたので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森川 慎委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りさせていただきます。

反対表明がありませんため、簡易採決により行ってまいります。

議案第72号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第11号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第2条繰越明許費の補正につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 森川 慎委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するべきものと決しました。

最後に、全体会へ送るべき事項がありましたら、ご提案をお願いします。

(なし)

○ 森川 慎委員長

なしの声をいただきましたので、送らないということにさせていただきます。

[以上の経過により、議案第72号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第11号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第2条繰越明許費の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森川 慎委員長

以上で全て事項が終了いたしましたので、分科会を閉じさせていただきます。

なお、分科会長報告につきましては、先ほどそれぞれ委員からの意見もありましたので、正副分科会長にご一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これにて分科会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

11：34 閉議